○国土交通省告示第二百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

松川川

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県笠岡市吉浜の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°31′06.1169″	133°28′56.0895″
2	34°31′06.3273″	133°28′54.8527″
3	34°31′07.1860″	133°28′54.4108″
4	34°31′09.4135″	133°28′54.6097″
5	34°31′09.4173″	133°28′54.8029″
6	34°31′08.4797″	133°28′56.9515″
7	34°31′07.6737″	133°28′57.2330″
8	34°31′06.5585″	133°28′57.2128″
9	34°31′06.3123″	133°28′56.6800″

○国土交通省告示第二百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

真光寺谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県赤磐市町苅田の区域内の土地のうち、次の一点から二十五点までを順次結んだ線及び一点と二十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°48′02.9931″	134°00′29.4171″
2	34°48′02.1935″	134°00′28.9415″
3	34°48′00.7448″	134°00′27.6993″
4	34°47′59.6608″	134°00′27.8137″
5	34°47′58.3553″	134°00′27.1419″
6	34°47′57.4855″	134°00′26.3219″
7	34°47′57.0829″	134°00′26.2175″
8	34°47′56.4587″	134°00′26.1478″
9	34°47′54.6625″	134°00′25.1524″
10	34°47′54.3272″	134°00′25.5266″
11	34°47′53.9159″	134°00′25.3670″
12	34°47′53.7113″	134°00′25.0014″
13	34°47′53.9205″	134°00′24.2972″
14	34°47′54.3562″	134°00′23.9615″
15	34°47′54.8487″	134°00′24.1009″
16	34°47′55.5055″	134°00′24.9300″
17	34°47′57.3406″	134°00′25.3809″
18	34°47′58.1270″	134°00′25.6660″
19	34°47′59.4843″	134°00′26.4623″
20	34°48′01.3079″	134°00′26.8451″
21	34°48′03.5416″	134°00′28.1604″
22	34°48′05.4467″	134°00′28.0396″
23	34°48′05.7367″	134°00′28.8306″
24	34°48′04.6407″	134°00′30.4118″
25	34°48′03.2352″	134°00′30.0778″

○国土交通省告示第二百八十九号

大分空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　大分空港　大分県国東市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成七年運輸省告示第三百三十七号を参照。）

エプロン

面積　十万百六十九平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　令和八年三月十九日

○国土交通省告示第二百九十号

礼文空港の供用の休止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

二　空港の名称及び位置　礼文空港　北海道礼文郡礼文町

三　予定する休止の開始期日及び期間　令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの五年間

○国土交通省告示第二百九十一号

礼文空港の飛行場灯火の供用休止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　礼文空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　礼文空港内　北海道礼文郡礼文町

四　予定する休止の開始期日及び期間　令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの五年間

○近畿地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東近江市五個荘簗瀬町字上川原一一番四地内	前	二〇・八八～二四・〇四メートル
	後	二〇・八八～二六・九〇　二〇・〇〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	東近江市五個荘簗瀬町字上川原一一番四地内	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月十九日